

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	子ども未来応援課

契約業者名・住所	社会福祉法人 晴香 松戸市根木内 145
工事等の名称	松戸市地域子ども・子育て支援事業運営業務委託(おやこ DE 広場根木内こども館)
工事等の場所	松戸市根木内 145 児童養護施設「晴香園」内
種 別	業務委託
工事等期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約金額	24,099,000 円
工事等の概要	松戸市地域子ども・子育て支援事業業務運営
随意契約の理由	見積業者である「社会福祉法人 晴香」は長きに渡り継続して本事業を実施し、地域の子育て世帯に利用されてきた。事業運営についても、相談指導や育児情報の提供等を積極的に実施しており、地域のニーズにこたえた事業をすすめてきたところである。 本事業は利用者との信頼関係を築き、安心できる場を提供すること、また関係機関と連携しながら地域の親子を継続的に見守ること、問題を抱える親子を早期に発見し、支援していくことを目的としている。 この点、当該事業者は本事業のほかにも種々の事業（児童健全育成事業・根木内こども館事業等）を展開し利用者から評価を受けており、同法人運営の児童家庭支援センターの併設もあり、心理相談員等が常駐しているため、様々な課題に対して迅速に対処する体制が整っているといえる。以上のことから、今後も効率的に本事業を発展させるために、同法人による事業継続が必要であると思慮される。 よって、本事業は、当該事業者以外に運営できないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とし、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により一者から見積もりを徴することが、適法かつ妥当であると思慮される。